**○総務省令第二十八号**

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三十一条第二項第一号及び第二号並びに第三十六条の五並びに危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第三十四条の規定に基づき、消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

総務大臣　金子　恭之

消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

（消防法施行規則の一部改正）

**第一条**　消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （畜舎等に係る基準の特例）<br>**第三十二条の三**　令第三十一条第二項第一号の総務省令で定める防火対象物は、次の各号に掲げる要件を満たす畜舎等（畜舎（家畜の飼養の用に供する施設をいう。）、堆肥舎（家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設であって、その管理について権原を有する者が畜舎の管理について権原を有する者と同一であるものに限る。）及び関連施設（搾乳施設及び畜舎に付随する集乳施設であって、その管理について権原を有する者が畜舎の管理について権原を有する者と同一であるものに限る。）をいう。以下同じ。）とする。<br>一　防火上及び避難上支障がないものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること。<br>二　周囲の状況から延焼防止上支障がないものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること。<br>2　前項の畜舎等については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規定は、適用しない。<br>一　前項の畜舎等のうち、畜産経営に関する執務又は飼料、敷料若しくは農業用機械の保管その他これらに類する目的のための使用に供する部分（次号において「畜産経営の用に供する部分」という。）の床面積の合計が千平方メートル以上（無窓階（令第十条第一項第五号に規定する無窓階をいう。以下同じ。）にあっては、三百平方メートル以上）のもの　令第十条、令第十三条から令第十八条まで、令第二十一条から令第二十二条まで、令第二十六条（無窓階以外の階にあっては、同条第二款から第六款までの規定<br>二　前項の畜舎等のうち、畜産経営の用に供する部分の収容人員の合計が五十人以上（第五条の三に規定する避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階にあっては、二十人以上）のもの（前号に掲げるものを除く。）　令第十条、令第十三条から令第十八条まで、令第二十一条の二、令第二十二条、令第二十四条、令第二十六条（無窓階以外の階にあっては、同条第一項第四号を除く。）及び令第二十七条を除く令第二章第三節第二款から第六款までの規定<br>三　前項の畜舎等のうち、前二号に掲げるもの以外のもの　令第十条、令第十三条から令第十八条まで、令第二十一条の二、令第二十二条、令第二十六条（無窓階以外の階にあっては、同条第一項第四号を除く。）及び令第二十七条を除く令第二章第三節第二款から第六款までの規定 | ［新設］ |